

企業繁栄のアドバイザー

未来税務会計ニュース

第25回西親会ゴルフコンペ  
たくさんの御参加有難うございました

10月28日のゴルフコンペは心配しておりました。前日の10月27日が雨だったからです。ゴルフコンペの日にかぎって、毎回どうしてこうも連続雨になるのか、今回は大丈夫だろうか・・・とにかく心配しておりましたが、今回は晴れました！朝は雲が多かったのですが、午後からは秋晴れの素晴らしいゴルフ大会となり、無事第25回西親会ゴルフコンペを終了することが出来ましたことを御参加下さいました皆様に厚く御礼申し上げます。有難うございました。

また、賞品をご協賛頂きましたお客様に、紙上をお借りしまして、深く感謝申し上げます次第です。

【西親会ゴルフコンペ 結果発表!!】

|        |                |
|--------|----------------|
| 優勝     | 松岡 秀秋 様        |
| 準優勝    | 赤星 信俊 様        |
| 3位     | 富永 博士 様        |
| ベストグロス | 笹本 康行 様        |
| ドラゴン   | 井嶋 康博 様(OUT 6) |
|        | 福田 秀雄 様(IN 15) |
| ニアピン   | 富永 博士 様(OUT 2) |
|        | 下川 千里 様(IN 11) |
|        | 西本 一幸 様(OUT 8) |
|        | 嶋田 浩一 様(IN 17) |



協賛して下さった方 (敬称略)

|                    |              |
|--------------------|--------------|
| (株)ぴゅあきくち          | (有)コーヨーソーイング |
| (資)金山本店            | (株)トリカイ      |
| (株)瀬川製茶            | (株)水とり熊本     |
| あげたて(株)事務総研        | チサンカントリークラブ  |
| (有)龍田ゴルフ練習場        | 大同生命保険(株)    |
| (有)ファームヨシダ         | グリーン工業(株)    |
| 南九州エンジニアリングサービス(株) |              |
| 正垣システムエンジニアリング(有)  |              |

(順不同)

運動公園だより

朝6時頃になると東の空から太陽の光が見えてきます。10月は晴天が続きましたので、その光景は真赤な夕焼けのような朝焼けでとても素晴らしい気分させてくれます。でも7時頃になるとその朝焼けも消え、普通の朝の明るさに戻ります。



今が一番良い時期ですね。少し寒いのは朝だけで日中は汗が出るほど暖かく湿度がありませんのでカラッとしています。まだ紅葉の季節になっておりませんが、11月中旬が見頃ではないでしょうか。連休や休みの日にはお出かけしてみませんか。公園の草木が皆さんを待っているかもしれませんよ。

ISD条項

米国ユダヤ企業のためのTPP=ISD !?

TPPの主目的は「ISD条項」に隠されていると、あちこちで指摘されて「こりゃ、まずいな」と思い始めた米国1%。

「ISD条項は、日本企業も提訴できるから問題ない。」と、テレビに出演を「許可」した御用学者に言わせることで追及を逃れようとしているわけです。だが、実態は...

「損害を受けたアメリカ企業は、アメリカが支配する“国際投資紛争解決センター”に提訴できるようになる。アメリカが支配する機関に訴えるのだから、認められるのは確実。米韓FTAを結んだ韓国も、このISD条項に苦しめられています。」

「ISD条項によって米国が100%勝てる訴訟の仕組みがあり米国以外の参加国が必ず損をする貿易協定がTPP」

「米投資ファンド「ローンスター」が外換銀行の売却で不当な損失を被ったとして、ISD条項に基づき韓国政府を仲裁機関である「国際投資紛争解決センター」に提訴」

「ISD条項を盛り込んだ北米自由貿易協定(NAFTA)では、同条項に基づく訴訟がカナダ企業で15件、メキシコ企業で1件なのに対し、米国企業では29件に上る。このため(自民)党内には米系投資ファンドが昨年、韓国政府を提訴した例なども併せ、日本政府がTPP参加で米企業の訴訟のターゲットになるという脅威論」

日本のメディアは、この部分はあえて報道しない。本当のことは知る必要があるのに、その事実を報道されない。是非、みなさんにも考えて欲しい。

HP (<http://blog.livedoor.jp/genkimaru1/archives/1966342.html>)

自動車取得税・自動車重量税

自動車取得税とは、売買等で自動車や軽自動車を取得したときに課税される税金になります。税率は、新車を購入した場合、中古車を購入した場合で異なります。

<改正点>

平成26年3月31日まで取得価額の5%に課税されていた自動車取得税ですが、消費税増税のタイミングで平成26年4月1日から3%に引き下げされました。(軽自動車の場合は、3%~2%へ引き下げ)

さらに、消費税が10%に上がるタイミングで、この自動車取得税は廃止される予定となっています。

自動車重量税とは、自動車の区分や重量に応じて課税される税金になります。自動車(自家用乗用)は、車両重量0.5トン毎に課税される税額が増加します。税額は、車検証の「車両重量」に記載された重量、及び所定の条件により、変わってきます。また、エコカー減税の対象車種については、国土交通省HPの「自動車関係税制について」をご覧ください。

([http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha\\_fr1\\_000028.html](http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr1_000028.html))

ご存じですか?

~自動車重量税の還付制度~

自動車重量税の還付制度とは、車検の有効期間内に自動車を廃車し、廃車された自動車が「自動車リサイクル法」に基づいて適正に処理された場合に限り、車検の残存期間に相当する自動車重量税の額が還付される制度です。

手続き方法は下記のとおりです。

| 区分    | 道路運送車両法の手続                           | 還付申請書提出先                            |
|-------|--------------------------------------|-------------------------------------|
| 登録自動車 | 永久抹消登録申請<br>(一時抹消登録をしていない自動車)        | 登録自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局又は自動車検査登録事務所 |
|       | 解体届出<br>(一時抹消登録済みの自動車)               | 最寄りの運輸支局又は自動車検査登録事務所                |
| 軽自動車  | 自動車検査証の返納を伴う解体届出<br>(車検証を返納していない自動車) | 軽自動車の使用の本拠の位置を管轄する軽自動車検査協会の事務所      |
|       | 解体届出<br>(車検証を返納済みの自動車)               | 最寄りの軽自動車検査協会の事務所                    |

詳しくは、国税庁HP (<https://www.nta.go.jp/tetsuzuki/denshi-sonota/jidoshajuryo/qa/02.htm>)まで

## 年末調整と確定申告の準備について

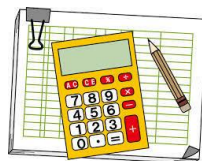
年末調整とは給与所得から源泉徴収された所得税の過不足を年末に精算することです。前職のある方は、そちらの源泉徴収票も必要となります。年末調整に必要な書類・証明書等の早めのご準備をよろしくお願ひします。また、個人住民税の徴収方法が原則、特別徴収となります。年末調整で切り替えとなりますので、変更の有無を当事務所担当者までご連絡ください。

### ●必要書類(税務署より)

- ・給与所得者の保険料控除申告書 兼  
給与所得者の配偶者特別控除申告書
- ・給与所得者の扶養控除等(異動)申告書
- ・給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書

### ●必要証明書(10月中旬より発送)

- ・生命保険料控除証明書
- ・地震保険料控除証明書
- ・国民年金保険料控除証明書
- ・小規模企業共済控除証明書
- ・住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書 等



年末調整が終わっても油断してはいけない(◎o◎)！  
次は、確定申告っ！！

確定申告とは、個人がその年の1月1日から12月31日までを課税期間としてその期間内の収入・支出、医療費や家屋の新築・増改築・売買、盗難や火災、寄付、扶養家族状況などから所得を計算した申告書を税務署へ提出し納付すべき所得税額を確定することです。申告書は1月下旬に税務署より発送されます。その他に上記の必要証明書が必要となりますので、捨てずに保管をお願い致します。

## みんなで行こう♪もみじ祭り♪

第13回広安愛児園・こどもL.E.Cセンター後援会バザー

日時：平成27年11月22日(日) 11:00~14:00

場所：広安愛児園体育館及びグラウンド芝生広場

- ・バザーコーナー
- ・子どもコーナー
- ・食事コーナー
- ・イベントコーナー
- ・即売コーナー

お時間ございましたら、是非行かれてみてはいかがでしょうか。  
詳しくは別紙にて♪

## 九州農業経営研究会

九州農業経営研究会 秋の講演会を実施いたします。今回の講師は、第一部は12の集落営農組織をまとめた熊本県内最大の法人「ネットワーク大津株」代表取締役 徳永浩二氏、第二部は農業分野の国家戦略特区に指定されている兵庫県養父市市長 広瀬栄氏を御呼びして御講演頂きます。講演終了後、交流会を予定しております。ご興味ございましたら、是非御参加下さいませ。(御申込は別紙にて)

日時：平成27年11月20日(金)

受付13:00~ 開始13:30~17:00

場所：メルパルク熊本

講演会

【第一部】『集落営農の法人化について』

講師：ネットワーク大津 株式会社

代表取締役 徳永 浩二 様

【第二部】『兵庫県養父市の地方創生の取り組みについて』

講師：兵庫県養父(やぶし)市 市長 広瀬 栄 様

講演会終了後、メルパルクにて懇親会を予定しています。(会費5,000円)

## 今月も開催します！

## マイナンバーセミナー

今、話題の「マイナンバー制度」。聞いたことはあるけど、一体どういうことなのか。この「マイナンバー制度」、事業者のどの業務に影響があるのでしょうか。一番影響を与える業務は「給与業務」です。給与計算システムを導入している企業は、現行のシステムでは対応できませんので、早めの改修を検討する必要があります。税制改正で変更点もございますので、合わせてこの機会に仕組みから理解しましょう。是非、御参加くださいませ。

日時：平成27年11月19日(木)

13:30~15:30(受付13:00)

「マイナンバー制度への対応準備について」

講師 片平 希望

場所：未来税務会計事務所

熊本事務所 3F 大会議室

受講料：1,000円(資料代)

(別紙参照)



チラシ配布希望者は  
担当者まで♪

## <企業シリーズ No. 229>

# COMPASS POINT

本物へのこだわりが  
“なりたい自分”へ導きます



~“健康美”を追求するウェルネスサロン~  
8つの部門でトータルな美しさを実現します

◆ESTHETIQUE TIARA CLUB(ティアラクラブ)

30分4,000円~ 初回ご来店の方 全メニュー20%OFF

◆BODY PRODUCE SIGMA(シグマ)

30分5,000円~ 初回ご来店の方 全メニュー20%OFF

◆CAFE THIO(ティオ) ※完全予約制(前日まで)

◆CRUM SCHOOL GRANT(グラント)

◆HAIR STATION GROWTH(グロウス)

初回ご来店の方 全メニュー30%OFF

◆FITNESS STUDIO ALPHA(アルファ)

ピラティス教室 初回体験500円

◆MUSIC ROOM VIVACE(ビバーチェ) 体験レッスン受付中

◆KID'S ROOM EPTA(エピタ) 託児30分 350円~

【アクセス】

〒862-0965 熊本市南区田井島1丁目6番14号

お問い合わせ  
Contact Us

お電話の方はこちらから。

FAX受付はこちら。

お電話：096-379-8815

FAX：096-370-0552

コンパスポイント

検索

製作・発行：税理士法人 未来税務会計事務所  
〒862-0933 熊本県熊本市東区小峯1-1-106  
Tel：096-368-2030 / Fax：096-368-4639  
http://www.mirai-town.net/